

議案参考資料

[令和2年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

建築住宅課 住 宅 係

議案名

議案第10号 桐生市市営住宅条例及び桐生市店舗併用住宅条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

民法の一部改正で保証人に関する規定が見直されたこと等から、条例から保証人に関する規定を削除し、及び修繕費用の負担に関する規定を改めようとするものです。

概 要

- 1 下記の理由から、条例から保証人に関する規定を削除します。
 - (1) 民法改正(入居の際の保証人契約を始めとする個人根保証契約において、極度額を定めない契約は無効となること。)を契機に、国土交通省が同省で定める標準条例から保証人に関する規定を削除したこと。
 - (2) 市営住宅の入居において、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加しており、保証人を確保することがより一層困難となること懸念されていること。
- 2 市は、入居者が負担すべき修繕費を具体的に定めなければならない旨を規定します。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が、令和2年4月1日に施行されます。

市営住宅の事業主体と入居者との間の市営住宅の利用関係は、基本的には私法上の賃貸借関係と考えられるものであり、今回の民法改正が債権法を中心として広い範囲に及ぶことから、その影響を受ける部分について、桐生市市営住宅条例及び桐生市店舗併用住宅条例の一部を改正するものです。